

平成 25 年度定期監査指摘事項に対する措置内容について（財務部）

指摘事項の要旨	措置内容
1 随意契約手続における根拠条文の明記について 随意契約によりことができるのは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合である。委託契約における委託業務施行伺書等で、随意契約の理由は記載してあるものの、根拠条文の明記がないものが見受けられた。 各部局に改めて周知をし、随意契約に係る根拠条文の明記の徹底を図られたい。	別紙 1 のとおり平成 25 年 12 月 13 日に庶務システムの掲示板機能にて全職員に通知し、周知しております。
2 長期継続契約に係る契約保証金について 長期継続契約事務要領（以下「要領」という。）5（5）において、契約期間に対応する契約金額の総額を、長期継続契約に係る契約保証金の算定基礎とする旨が規定されている。しかし、現在は、単年度に対応する契約金額を算定基礎とした運用に変更されている。 当該運用の変更との整合性がとれるように、要領を改正されたい。	別紙 2 のとおり平成 25 年 12 月 13 日に長期継続契約事務要領の一部を改正する訓令（平成 25 年加西市訓令第 43 号）を定め、周知しております。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日

各所属長 様

財 務 部 長

随意契約の運用について（通知）

平成 2 5 年度定期監査において、随意契約を行う際の施行伺いの業者選定理由欄に、根拠となる法令の記載がないものがあるとの指摘がございました。随意契約の範囲としては、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 及び財務規則第 1 0 9 条等で規定されており、その具体的な運用については、平成 2 4 年 1 月 1 8 日付、通達第 1 号で通知しているところであり、それらの規定に基づき契約締結されています。

より適正に契約を行うため、下記のとおり通知しますので対応方よろしく願います。

記

業者選定理由欄に、以下のいずれに該当するかを必ず記載してください。

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項

- 1 号随契 …少額随契（加西市財務規則第 1 0 9 条の金額以下
※複数者からの見積徴収が必要
- 2 号随契（1 者随契）…競争に適さない場合
- 3 号随契（1 者随契）…シルバー人材センター等法律に定められた者との契約
- 4 号随契（1 者随契）…新商品等の場合
- 5 号随契（1 者随契）…緊急の必要がある場合
- 6 号随契（1 者随契）…競争が不利となる場合
- 7 号随契（1 者随契）…契約が有利となる場合

※財務システム上では理由を選択できるようになっています。必ず選択してください。

加西市訓令第 4 3 号

庁 内 一 般

長期継続契約事務要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

加 西 市 長 西 村 和 平

長期継続契約事務要領の一部を改正する訓令

長期継続契約事務要領（平成 17 年加西市訓令第 41 号）の一部を次のように改正する。

5 長期継続契約に当たっての留意事項

（5）の項を次のように改める。

（5）契約保証金及び違約金の算定基礎となる契約金額は、当該年度契約金額を対象とし、契約が継続される場合の契約保証金については、毎年度対応すること。

附 則

この訓令は、平成 25 年 12 月 13 日から施行する。